

貞丈雜記

十二下

73

6592

24



よハ弓あれハ矢もむくハ一具是ト云ハ射手具是ト云
射手ノ持ル道具ノ弓矢を云

馬上ノ三ツ物ト云ハ流痛馬笠掛犬追物之武雜記云三ツ物

乃拵ト云ハ流痛馬小笠懸口傳小字除テ
可見一平少字也犬追物之志ヲ追代

ハ中級ノ稀アル百犬笠懸歩射を三ツ物ト云

カチダナ
歩立ノ三ツ物ト云ハ大的草鹿歩物之拍子ト云係ヨ弓を

三ツ物ト云ハヤんを射と云ハ太ノ馬上歩立ノ三ツ物を云

五ツ物ト云ハ武雜記云鹿歩物之笠懸犬追物歩射を

五ツ物ト云ハ何リされト云ハ四ノ歩射ト云ハ大的小的

を云ハ小ハヤん歩立又ハ笠懸小笠掛を鹿歩物犬追物

歩射を五ツ物ト云

歩射ト云ハ騎射ト射ト云ハ弓ヲ用テ射ル大的

小的草鹿圍あとの惣名又歩射トハ別ク

騎射ト云ハ歩射ト射ト云ハ弓ヲ用テ馬上ト射ル流痛

馬笠掛小笠懸犬追物あとの惣名何トモ馬上ト射ル

之享保以來將軍家ト騎射ト名付ケヤリを云

狭物ト云ハ弓矢ト云ハ弓ノ前ノゆりたる笠を云ハ小笠

ハ昔ノ馬をウケ足ノリト射ル是ハ古代ノ事ト云ハ享

保ノ將軍家ノ所作也其式を定テ小笠原家ハ以預

けありテ傳テ教ヘテ存ル

矢をつつし時矢をさうし出して 武田やぬさめハ先ハ矢を出さし

矢のをも実切やうし物まじし 馬の耳を切れし 矢を先ハ切しけるの 小笠原やぬさめハ矢を

そげし物まじしきよく矢をさうしきよく上て笠の通りし矢

きつし物まじし弓ハ箭を放矢ハかぶしきよく弓馬故実ハ武田

とぬか 小笠原家 遠のちやゆめりの時矢のぬき出れ矢

まひりハある 三組の矢 矢のぬき出れ矢のぬき出れ矢

の時かぐ矢を三ツ腰よさし出して射射腰より矢をぬき

物まじの時より伊勢因州旧記云ある 武田 小笠原

矢ハ三色ハやめめハ一色犬追物ハ一色弓袋ハ一色以外

に利流習りたる物あり 高忠の習りたる物あり 武田小笠原

一方の流遠よりまじし 流のちひたる物犬追物ハ一色矢流痛馬ハ矢ぬき出せる

矢ハ下の矢を武田ハ入る矢をぬき出せる 笠のをもを

切といひて矢を上へ物出さし 小笠原ハ犬の二ツ矢ハ一ツ

矢を當りしやぬさめハ矢出さし 矢出さしハ犬の二ツめの矢ハ先ハ

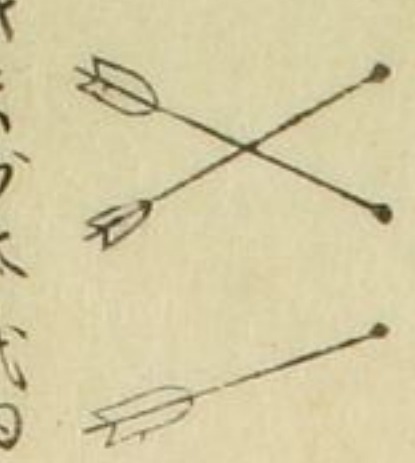
カサカケ 矢出さしハ二ツのちうひめハ矢をぬき出せる 矢出さしハ

の字を付くを笠掛も小笠原も弓場の長サの間ハ

頂同事之流も遠笠懸と云るハ小笠原よりぬき出せる

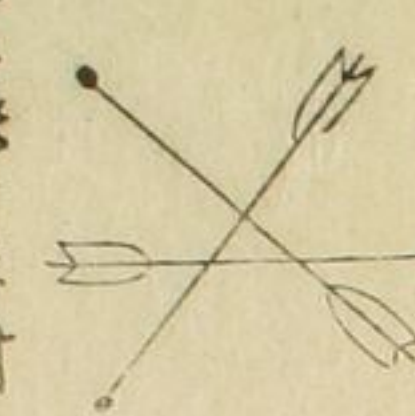
矢をつつし時矢をさうし出して 武田やぬさめハ先ハ矢を出さし

三ツ矢



武田武田 小笠原遠アリ

○三ツ組ハ矢ハめハ 見ハ三ツ共捨見ハ



何レモ能キ矢ハ時 ノ事共ハ日記ニ見 タリ

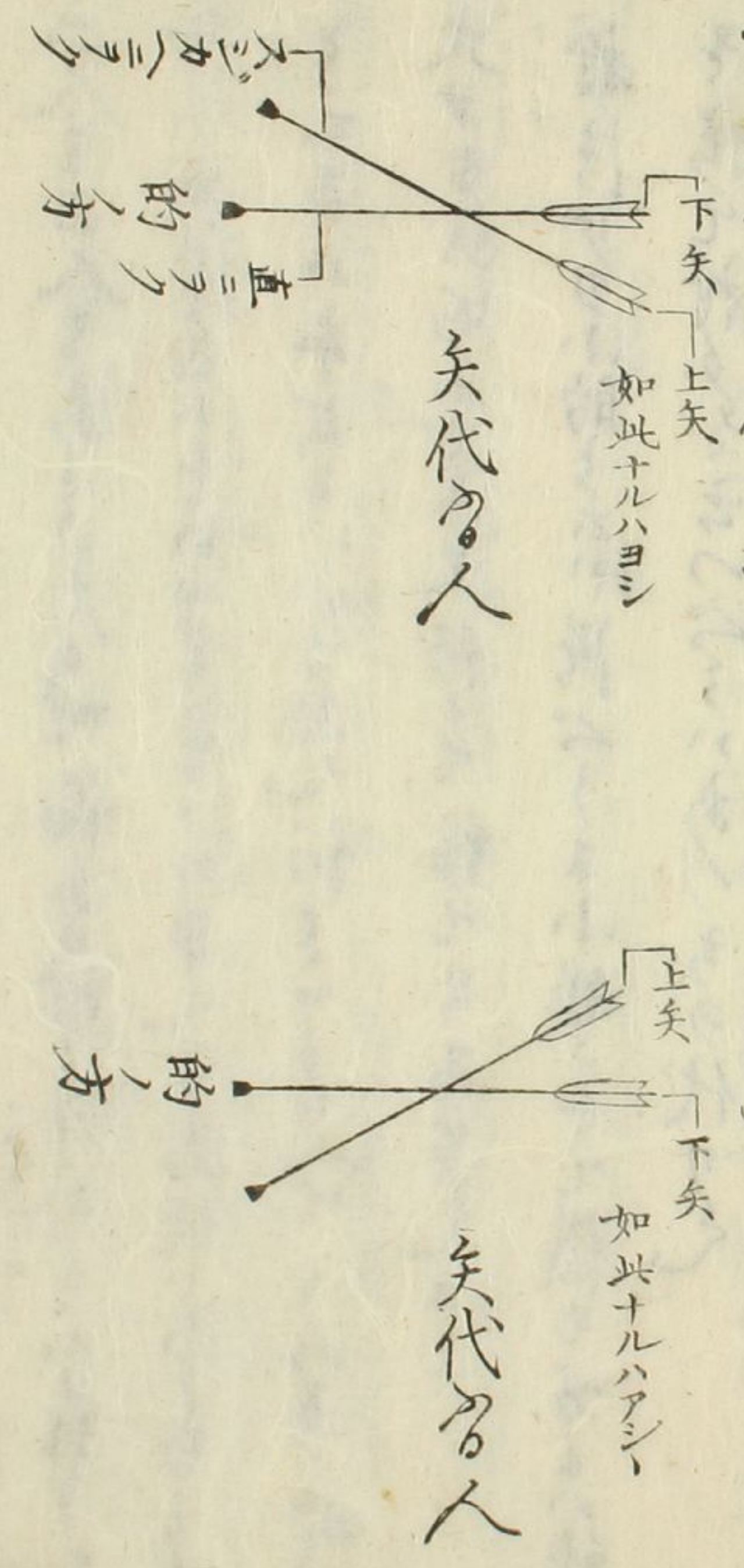
東温ハ笠掛遠 笠掛下アリ小笠 掛ト遠笠懸ト ラ云ナルヘシコレハ 小ノ字有キナル

〔東鑑卷卅四
 合若輩等射
 遠笠懸トアリテ
 其次ニ射多ク性
 名ヲ記シタル石
 二ハ笠懸射ト
 有テ遠ノ字ヲ
 之笠掛トハカリ
 云ハ遠笠掛ト
 ナリ

六
 一

遠キ者より始るといふ心は多傷的なる事との遠キと云ふ事
 ハ亦キト是秘する事トイフ伴年、昔遠笠懸計りて小笠
 懸と云いたる笠懸と斗ふと後小笠懸始りてより昔の
 笠懸ハ遠の字を付て云ふ事とれぬる又遠笠懸も小笠
 懸も同じ事ありて二名の懸名を笠掛と斗ふ事
 一と云ふ事ハ犬馬などの足あるを云犬追物の時ハ疏の字を
 用笠懸の時ハ疏の字を用てと云ふ事とよむと疏も疏も
 同一事あれども法名別と大的辨辨記の事と云へり
 一矢代ハ射上矢の並に圖的記も立つ事ある事ハあや
 かりと射の方圓等の記矢代記の圖ハ正後ト下矢を

先ある事と上矢をハ下矢の上より上矢の管の
 方矢代ハ人の我あむけて並に是の事と云ふ



一犬追物笠懸あるの時養目の矢とて矢代ハ人ハ云々
 養目圍と云ふ犬追物笠懸の事ハ何事

トツエトハマキ
ワラヲ登リ置テ
射ルニ今ハコケチ
ヲイルニ

一式の大的と云ハ親式を以て射るを云

一 淨而的と云ハ將軍の正所を射るを云式的大的也

一 矢沙法と云る犬追物並掛糸射のたぐひはあるも是ハ

二人も三人もあつたる時備ある時は中外を分ちて

一 どのゆひと云ハこのまじりたるものも馬故実と云るゆひ

と云るハ本式ハあき物之何と云らるてもくらうかき

大サゆひあきども又何も結ても有甚しき

一 射法ハ小的と云ハ法づらふ小射ゆひ後の方ハ小的を

を張て射るを云つづらハあぐちの代り也

一 法づらと云ハ祿こつと云物を弓を引る巻て作る馬

夫ハ抄ノ致ニ後
横朝臣ゆらの
つらふゆひの
りぬぬぬぬぬぬ
きをききききき
かハハハハ

田舎にてハ横き
字ハつらふを
きききききき
きききききき

故実ハ云法づらと云おのり祿こつと云物也 ねこつと云いふか
ねこつと云いふか

と云てこらちを射る物也高サハ三尺斗長サハ二尺斗

ゆひハ二所繩を結てこれを射付とも云

一 馳引と云る馳ハるを云引ハるを引る也 ハヤヒキ 道照思

草又えたり馳引の達者と云ハ弓馬の達者なりと云

一 相撲ハ軍陣の時組赤の馬ハ武士たる志ハ勇ハ均スモウきさるあり

やゆひも武藝あれども是ハ太平の時禮忌ざる人をとらふ

こつとを以てあてを以て人を以てあて勝つ術之軍陣ニハ

禮忌る所あて身をこつとを以てあて相撲ハいふあて

表裏を以て人をあてあける所戦場の用ハ是と云れハ河津

老大白東鑑卷四
 十五云于時相州
 被申云近幸武藝
 廢而自他門共好
 非職才藝事已
 忘吾家之礼可
 謂比興然者弓馬
 藝者進可誠會
 先於當座被召
 決相撲勝負云々

服野を初め古の武士ハ相撲をとりてを以て云ふなり
 京師將軍時代までハあきまゝにお撲ハ上古よりありし
 古ハ禁中として相撲の節會とて毎年法園の防人サキモリを
 めして七月廿八廿九日の百天子相撲を沙覽せしむ事
 あり江家次第ハ其儀式見えり
お撲の節會はあきまゝにお撲するハ立
 ちまへしきりてその節會は短
 き袴をきりて年中行きの袴のみをきりてお伏光をきりて
 おとがお撲ハもこの日ありまづお伏光をきりてお伏光をきりて
 おとがお撲ハもこの日ありまづお伏光をきりてお伏光をきりて
 本盤の中不々ハ武士お撲をとりてを以て云ふなり
 弓馬お撲達志と何り同卷十九も弓馬お撲達志と何り弓
 馬お撲と云ふも藝と云ふ

一 關的の時矢代ハ逆相つりる宛的次第ハ云矢代の時ハ

弓を横へ弦を下へあし夫の本をぎの下を右へと逆手より
 つまみ立て上より下へまきまきおろしきり羽歩ハ貴人或ハは日の
 貴院の人あつた夫あつたハかけて並む
真丈云うけて並むといふ
 矢の上はまきまきハ我矢
 をうちしけり
 照あつておく
真丈云甲矢ハ夫とまにあ
 りしきりておくといふ
 羽の射的のうへへ出さるは二弓立の上矢代さの羽おや
 下矢代ハ勝負あるなり初めおやの羽おるあり一弓立をさぬり
 三弓立より二首のの下矢おや三弓めハ是も勝負あるなり
 初めおやの羽おるなり
真丈云二弓立ハ射手何レモ一度射テ
 勝負ヲ定ル也二弓立ハ二度射テ勝負
 ヲ定ル也三弓立ハ三度射テ勝負ヲ定ル也上矢代ノ人一列下矢ノ人一列ニ
 射テ上夫ノ方ト下夫代ノ方トニワケニテアラフニ射テ矢數多キ方ヲ

太平記卷八云赤松
 がまきり大カ四入鉄棒
 持て出中畧嶋洋安
 執事前司子息三云
 ケル八間及西国ア
 大カト八其也云々
 一カコ強ク在身天
 ノタノ事有カラス
 トヒ支ルトモ馬三ヨ
 モ追ツカシ多々年替
 古ノ大笠掛今ノ用ニ
 立スハイソノ時ヲカ
 可期イラクマシキ
 一軍シテ人見セント
 云々、二只三騎サテ

能免れハかのつらう檢見の志うも免ゆべきは犬追物の
 書より下地馬と云ふあり是犬追物は驚へきある下地を
 こむを云ふの案を見ても下地馬と云ふは云々
 撰まらん下地を云ふ案込は成然せざるも云々

一犬追物ハ弓馬の術は甚しくれは物と遠笠然小笠然
 流瀧馬と云ふ騎射をれはこれハ馬の術あるは云々
 せし射を云ふは是ハかへ中々犬追物の馬場ハ馬を
 四才にて堅まも操り定めあり又犬の乞り振るは
 て云々を云ふは是も追物射と射ありは時ハ俄に
 馬をとらへるのありは振るり通瀬の事ありは云々

テ只ノ敵ニ相違
 云々、四ノ邊ノ邊
 内甲ニ各夫三三
 務射立太刀ヲ迎ニ
 ツキテ皆立不クニ
 ソ死タリケル云々右
 八光大補入ス

かへし云々上弓も振ははなありはつらき騎射
 犬追物の馬場の古伝と云ふ山城園下加茂川合ノ社の東北
 あり東西四十二間南北四十間あり是京師將軍時代
 の犬追物の術ありと云々

一犬追物の射は繩際ノ犬ハ勿論繩より外へ乞り出る犬
 を追ひ射るも犬のそばへ近くするを乞り付け墓目を
 犬もさへ射る振るして射る遠くより射るはありは云々
 矢をもあまをさへ射るは云々射るは云々射るは云々
 上子の射はありは云々射るは云々射るは云々
 犬を追ふは云々の麻子足は云々
 是のこころは云々

太平記卷八持明院
 殿六波羅王行幸条
 三云クモテ十文字ヲ
 ケ破リ追物射ニ射
 テクレ候ハ云々同世
 三玉岐頼遠御幸ニ
 参リ合粮藉条三
 云何院ト云カ大ト云
 カ大ナラハ射テ落サ
 ント云マニ御車ヲ
 真中ニトリコメテ馬
 フカケヨセ追物射
 ニソ射タリケレ

一 おんもの射は射をさるるおんおハ追物ハ馬はあは
 比をさる獸を追ひて身をささぐるん射多るをさる牛追物
 犬追物もおんおハ追物ハ馬はあは追物ハ馬はあは追物
 源順の倭名抄馳射の二言を出して今按俗云於年
 毛乃以流と流たり源平盛衰記卷廿一小坪合戦の条
 に昔ハ馬を射るハハ近平ハ敵の透習あけせハ馬の
 太腹を射く主をハ子ヲト驛ハ子ヲトあはんとさるるを以て
 射るをさるハとあり佛の言ひまのるとよむ言ハ馬上ハ射
 る向沙比とさるるハ比は有例れた敵を言ふより射るハ
 おんお射ハ射をさるる牛追物犬追物の又盛衰記四十二の卷
 射るをさるハとあり佛の言ひまのるとよむ言ハ馬上ハ射
 る向沙比とさるるハ比は有例れた敵を言ふより射るハ
 おんお射ハ射をさるる牛追物犬追物の又盛衰記四十二の卷

在持合戦
 の条ハ
 自題して追物射ハ射ハ又同卷
源平ノ倭史
 軍の条ハ指結
 追物射ハ射をさるるをさるる

一 神功皇后三韓をせん亡く給ひて比弓の弭を以て磐石の
 面ハ新羅國の大正六日本の犬之と字を去付たまひし
 より三韓をあらわして犬追物ハ始りといふ説ありは説非
 也用爲るハ神功皇后ハ仲哀天皇の后ハ仲哀天皇の
 法代也ハ日本ハ文字といふお母ハ神功皇后の比腹也
 やととを給ひハ比子の應仁天皇の仲哀天皇
 の比腹也比代ハ百濟
 國より王仁といふ儒者日本へ渡りて文字を教へけるより
 して始り日本ハ文字あり神功皇后の比腹ハ日本ハ



騎射秘抄ハ義満公頃ノ書也
犬追物目安ハ小笠原信濃守貞宗ノ書也

文字ありし所等の御せん文字書物なるものなきこと

一 犬追物の始りたる所のありし所なるは騎射秘抄序犬追物目

安言忠少書等ハ實朝公の時始り申さるる東鑑も

頼朝公の代兼久四年二月六日の記文始りて犬追物の事

記ししを後取ると犬追物の事云えりかの二月六日の犬追物

も日又始りてありし事見えぬかとも有りし事と思ふこと

実朝公の時始りし事実説のされとも東鑑の實朝公

の時代の記文ハ元元す東鑑も記し漏りし事何れハ

實朝公犬追物始りし事記漏りし事ハ

暦元年ハ洪水の時晴を初りて始りて然あり其本抄ハ元元すされとも

騎射秘抄 犬追物目安公トハ鎌倉時代遠心世の書

あれハ實朝公より始りし事あるを因り

又曾我物語ハ云父がま

しとくびありし事ありハ犬追物ハさうけをさるるハ

とあり

犬追物ハありし事始りし事ありし事

代ハ記したる物ハありし事

書る物ハありし事

一 此ハ物家の作あれハ犬追物の始りし事

書る物ハありし事

事 元和八年傳傳十郎左衛門久慶の記したる犬追物の書一卷あり云々
賴朝時代の犬追物の事を書き傳傳ありあり犬追物の日本名は
怨灵出する處を記したり妄作何れも是又賴朝時代犬追物名
といふ漢字あり又近年叔約の書に犬追物秘記といふ書あり之備舟上
總介の書たりといふ書あり人の名あり賴朝時代の
犬追物を記したり大抵傳傳と自筆の今作といふ用又一説は日本
紀武烈天皇紀に之犬試馬ト云々見えたり犬追物ハ武烈天皇
皇より始ると云真史按ると是犬追物ハ似るると云へり

犬追物の始といふ處より以武烈天皇ハ惡且して惡行を爲す
故心犯亂したる天子之權を奪ひて依て犬を走らせし馬
より討殺ひては時より犬追物始りて是後て犬追物行は後世
と傳へりといふあり以て犯亂の起興一時の事と見えたり
これハ是る終て傳へずされハ其始といふこと一實然公の

時を以て始と云ふ處より是れより終す行のわたり

一 笠掛ハ賴朝の時始也笠掛ハ昔より有る也元元九年と云
治六年二月八日加波多河原に於て笠掛射をせしむる事

中右記に見えたり寛治ハ賴朝の時代より六百年斗の

昔也笠掛ハ古よりありしを賴朝あつたると云法式を定
めしむる事あり

一 弓射ハ可矣を陰にもげて矢箭の取捨由世徳流何れ
中やび人よりゆひをたゆびのゆらよみて人よりゆひをたゆひ
のるよみずをよむこしこれハたゆびのゆらよみ章をあらし
かけて傳へる事あり

又志んは角を入れて傳へる事あり

蓋夫ハ古代ナキ事
 ナレト馬故実云
 當世 天文永録さ
 ノコロ也
 一夫ふとくや
 人ちう兵とや
 心の制の限
 ありんま

を大指の故より引るを志出さる古ハ三十三間堂の
 通矢もあく各力量お應の弓を用ひて不お應の強弓
 をを理より引るハあうりしてされハ矢筈をさるふ合う
 ぬひをゆめ大指を合せて矢筈をつまみし指を強弓
 かけて引きしと世の人ぬびしその引よく思ふハぬれも
 古代ハぬ初学の時より引あひぬれハ引たきありある
 處より引引やも再具せしきあり
強弓を理より引けハ
 弓は引たてられぬ我身
 のかひひつれて矢勢より矢ぬれぬぬるを
 我ぬるしてひのさる射方ある個多のあきなり
 一軍陣の時氣をさるとさるのさる氣とのみぬハさるもあうり
 烟もあうりて敵身方の入敷の上は自然とまのがる氣也

け氣の扱の形あり吉凶あり是を見もるを大秘傳として
 唐日本とに軍法の書載てあり傳授をさるる者目
 にはいん元傳授をさるる者の目ハ自ら見へんと云貞丈云
 是實ハぬ扱ありあるハ何ん敵の心をくもき身方
 の軍兵の心をいさるるぬんる氣を見るとあうりけ
 するまぬあうりて是とて一昔凶をいふありあるハ
 氣も吉凶とあきるぬれもぬびるを古よりいひぬりて傳
 授をう受け倍傳は解と習ふてもさるこのの時
 謀の種もさる古ハ日取方角の吉凶の傳と同意ある
 事と其實の名扱の秘傳ハ人の心氣と孫子の兵法と

大將は少くもさむす忠臣をつとむるといひ合ふ

秘のたのまふいあしきりて人わきまの軍の根柢肝要タカセシマウガイヨウケ

一 軍隊の時立預祈禱加持守符夢者タラヒ 託宣タラヒ 祥瑞妖毒

占ウラヒ 並是等のものも敵の心をくつき身方の心をいさめあん

うるの謀は用む名將は是ホの事を用ふる深くたのま

せし愚將は是ホの事を深くたのまも名將は謀の

よめに神仏を仕ふる所り愚將は謀つてありし神仏は

つらなる神佛をたふさむつた謀のるまをまふけて夢者悪

は形を神仏をたふさむつた謀は大将と一味同心の者ありてハま

一 軍陣の吉凶の事大將の先智明々器量大なりて行儀正

しく武道をまもるて悔アハレ 惡の心深く徳軍勢大將は親之

ありき上下相合して死を懼く忠臣の心をまけし城陣を

ホの用害きびしく堅固なりてまき浦あり是ホの事

味方にあつた身方の吉く敵は何れハ敵の吉く不

大將の才智闊くして器量小く行儀正しく武藝不

うしく情懸の心ぬく徳軍勢大將をうとみ上下

相合せは臆病して不忠不佞の中心あり城陣を等乃

用害堅固ありはまき浦多此ホの事身方はあつた

身方の凶く敵はあつた敵の凶く此台凶ハ遠くなく

一 古代精といひハ麻精の事く中古以來精の作法絶る事あ

賀賀後守高忠う精詞紀は精の事かみえう用害記

日も見えたり特蒙末の事ハ蒙末の部ハ記ス（其我為子猪の事あり）
 一 矢目ヤメの事と云るありおの矢目ハ後の矢の入るべき
 目と云い雖もみたる穴ハ射む心あり（首我物語ハ卷
 源太と志けやまら麻海マノシの事云白山六郎志けやま
 せせあふてはあり源太ハ矢目をせきりすを射り
 たる中畧 矢目ハ二ツもあふハを一二のちんもせりれ景意はま
 さし射つる物をとてこれバげも矢目ハ一ツあつてハあり
 らりき、是権系り射る矢目ハ畠山ハ矢を射とて麻を
 ハ我射りりとし海及ハを云ハ揚子の的の穴ハ矢を射
 せみんるをきりてまもち又同ハ心

一 孫じづと云るハ小的を射る時ハ何れ武田流ハ的の事云
 ねこつと云る書ハ及ハ的の徳たしと云る見ハ（見ハざる
 孫の射をさる猫のつハ何とてすはあすあを
 のくもの依ハ的の徳足ハみき射ハありて的をさる
 あをのけりて射ハ相あをのけりてすも見ハみき
 射ハを孫こつと云ると云俊ハ是末の依ハ射ハ實ハ此在
 口傳せるすれありハ一と云真丈掛せるハ猫のつハ何と
 てハあつたあつたあをのく相とハ志あり理を作らる流ハ
 是ハ一猫のつハ常ハあをのきりて斗者ハのハあつた小的を
 少あをのけて立るを孫こつと云ハ孫ハ海ハこハハハ

馬故実云的
 射る時ハ
 大的の事ハ
 つハ言射を
 小的を射る
 射ハ的を
 射ハ的を

ハ的の面子ユツラのかけの的を祿せしあそひのけしする有森小面と云々

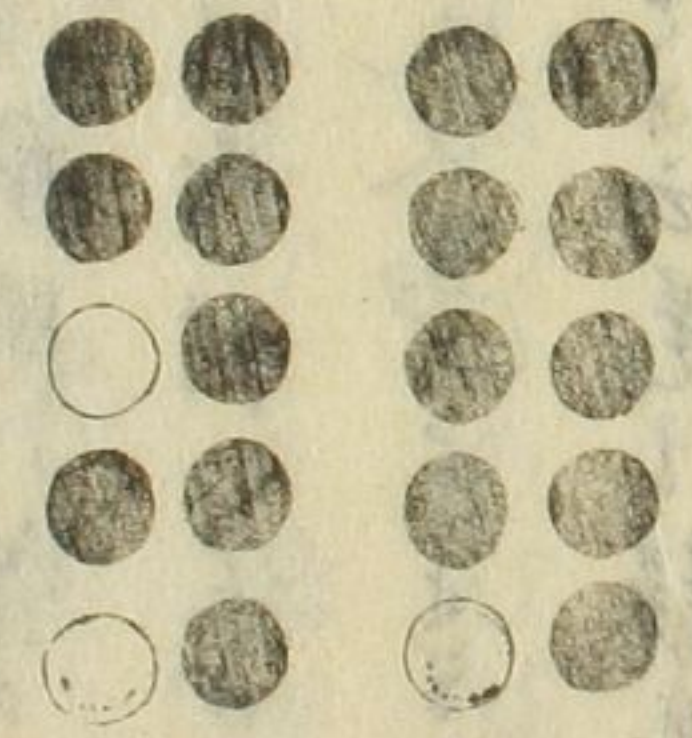
一 弓を射る河左の手を割カッテ手とりひ右の手を割手と云古ハ
わつてと云河左元すひき手と云く夫木集巻二十材
本影供百首後九条内大臣「あつさ弓ひきての山の石と
まきやまをちねやわけてゐる」と云ああり上り引手と
云て下は押手とあり

一 的の日記はあつり射をするふ今の果をくろくをるをバもぐれ
とく白きやうくしてあつてをあくをくまるとまぐく室町將軍の時代
ふ右のめ、大的のまを外田記は見えたり射とく謙念將軍
河代はあたるをあつてを白くあつてあつてと東鑑卷早

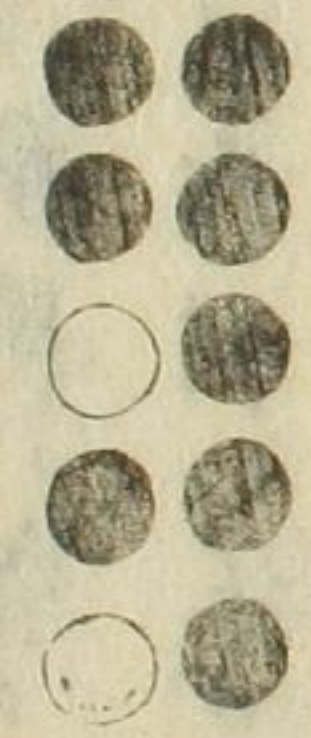
九正元二年庚申東尊親 丑ノ代正月十二日於淡右衛門的射手之試其

射之日記

早川次郎太郎 九



淡谷左衛門太郎 八



右のめくあつりをあつて右と射射手十二人あり何れも射
何れもあつて右の人之外畧く東鑑をえて急へ

一 弓場ユバを弓杖ユシヅエはあつて一杖二杖と云ハ右のまといわくう二か
くとも云く小笠原殿射書はえり用害記はもえり
一 競馬と書てくく馬と云きまひむまともきをひるといふ

とありをやめあふさく、蓋殿犬追おきやめあふと云てま
 するやめあふあるも上古の騎射ハ蓋殿犬追おはあつてや
 めめあふよりしくおき時代やめせむしと名付くは後ハ
 やめせむしを畧してやめめと云くやめめハ上古よりあり
 一 やめめと云字ハ流瀉馬と書き来り色里久選の中ハ張
 衡ハ作りし西京賦ハ流瀉擣操とあり擣操ハ矢ノ物ニ
中ル音也注ニ見
 流瀉ノ二字ハ西京賦ハ出り西京賦ノ流瀉ハやめめ
 ノ字を云ふあふはたゞ瀉矢ノ形ふるを流瀉といひるこ
 流ノ字ハ飛ひるる意ハ天ノ星ノ飛ハを流星と云ふ同
 一 心之やめめハ馬を馳せあつる瀉矢を飛ぶハ流瀉

長と書くやめめと云く流ノ字を水ノ流ハ心見
 てもより又射ノ奉ノ上り射の方ハ矢ノ流れハ心見

一 流瀉馬ノ流瀉ハ既ハ宝賦於軍ノ注ハ断絶也信景問
答日見

元来ハ同音ハ
永祿年ノ記也 享保年中

有徳院様流瀉馬也再興也一き思石見ありしとも
 其式洋あり以依ハ流瀉英徳國ハ流瀉ありて流瀉方より
 傳へ来り。趣を書記して献上者ハ浦上孫五郎也
 と云ふなり。流瀉ノ書ヲ出アハめさせハ流瀉馬
 散聚と云ハ書物出来たるも其書ノ内ハ彼流瀉考を
 付ルハ新ハやめめノ式を定め給ひて

浦上孫五郎ハ
 有徳院様所供
 として紀州より来
 て正徳中ノ士也
 ありハ小納言を勤
 たり

之を東鑑はハズスズ室町殿の以の俗語之神子の的と
 いへきる本ありし奉村大的記は一國之神靈の地は
 於て北辰を象り礼こと何り北辰のふ限は非意を
 あくさめ奉る 的あれも何れを象るへし 射は方々其を
 歩射とやハカぢぢぢの惣名は然ハ田舎をよハ神子あり
 の村六人して射る斗ハやといはれりあやまりといはれり
 奉射歩射同ハ同ハ心遠くれば歩射をうち其の惣名と
 志ぬ田舎人のあまのしけをいふありと知るへし 是文あり
 年小笠原山城守の説は是ハ既ハ神子の的をいふやといふ
 事ありしと近世の人奉射の字をウケタマリイルといふを將
 軍の作をいふは後を射ハ所的の事と神子の的の事ハあり

是と新説を作り出たり此説却てあやまりといふは理を
 よき説すても古代の義は遠なるハ新説すて難用

一合戦の時飛道具ハ古ハ弓弩あまもろく信長其の以
 より銃炮を用ひし合戦戦力ハ甚きびびり成り銃炮の
 用ハいふ防ぎ方ハ是時代の術を多ハ用ゆへし

一源平の戦の以をハ大將軍も吉平と同ハ其をりし
 弓を射合切合しり信長其吉信玄謙信の以より大將
 軍ハかけ引の指圖をまも斗りて自分手をかりて戦
 ありあり是ハ花ある多し軍法ハは時代備りしり
 一敵の首を切り持来るハ生くる人を切らざる人を切ると

大将床机は腰より凱陣の肴強出し括をのむ可右より
 孫栗をより左より扇を皆ひき持て扇つひひあつて
 と二重の肘も徳軍勢一同はあつと扇をあつて是れ
 左の方より扇をあけ初めつと扇を三重に合も世のこころ
 は我ら理屈あるを左扇をつつと扇をひひあつて
 如くも初めあり

一 草席シ、マルモ圍は大的小的の形を作れと云流痛馬笠懸大追物
 の形をより上の作れと云作れといふ馬勢古の形は作れたる物

一 式の大的と云ハ將軍あつて正月は射場始あつて銀氣を
 平して射を式の大的と云七世解解的又ハ太平的あつて
 六世は古代若しき事

一 式の大的の時才一番は大的は出射人を弓太郎と云ハ
 歳書も射て想の終りのつらう弓をせさのつらうと云

一 近世弓の脚匠あつてのつらきをきけバ弓をつつと云はる 役人を弓
 太郎といひ矢をうりまきと云 役人を矢太郎と云大はあやまり
 弓太郎ハたつたことと云一番の大的の射子を云弓奉行
 のつらひあつて矢太郎と云名目古者て云とる矢へ

一 庭訓継来は三九手接と云はる三九の手接との字を
 入てよむハ誤之矣蓋は三尺手接ハ的を三流の作れ物と
 記したる同書は三九ともあり三尺と同く是れ三尺も
 サシタク之三九モサシタク之三流の作れ物皆射に名

一 團的カチな落オチと云ふるを或ハ睡ユメリと云ふるある矢代つるハ

矢二ツ守りつけて重之人教守あれハ矢一ツありまを

ハ一ツ重て是を落と云 以射は一本中此ハ 四本中である 弓秘傳書云

井田傳書の出 小笠原傳元の記 落を睡と云ふ南流ハいふも落と云

落ハ人好む射ハ上矢の落下矢の落と云ふ元來睡と云

ハ名物の井ハ古射守あまうて一時の興ハ老て弓をひ

と云ふ是れもさうやをひしを睡と云ふ宛的の書云宛

的の射指しりまをさる是ハ本或あきまを射ハ他は南

北のま射惠の射守と云ふ料馬を云あり是ハ射守と云

人見物あどまる人のまるる一向の畧倭と云ふ宛的の次第云

射しりれる是ハ射守の外見物人あとの内より武扇或草

木の葉かと持て組合もの有りそ射ハ先矢代を右の方

重き物を取り矢代のゆゑ交合する所を上下矢代は

重きて右の矢あり始のことくまを合え矢一本ハぬき右の

物の上へかりあつて何本も右を過り志り五本より色

へさけ一人を矢代と一ツはあつるも有り若上矢代は

かゝるも有りも下矢代はあまへきり又云ぬかりハ落と同

一 一本通りハ二矢二本中りハ四矢と云

一 神幸の百子のハこまふことを思ひまると武田家の書見

えりり小笠原を射の書はつこまあこあつせはたのめ

一 箭かきの物と云ハ箭起の物之山神をとり伏して居る

獸起て我あ(走り来るを射る)狩の時よりあ起の物を射る

一 射りの物と云ハ鳥も人も獸も引目志んどう四目をこの物

とハ射りして征矢射りまことり矢かめ矢の射りて

射り多きを云々 射りの物箭かきの物の子
くまのくまの書あり

一 狩とげり云ハ麻狗は隅りもる(以外の物をハ何物と

云々 古代ハ麻の子を云々と云々(古ハ野鹿の子を云々と云ハあやう
にされハヒハ野鹿を物と云々と云非これハあの子と云々)

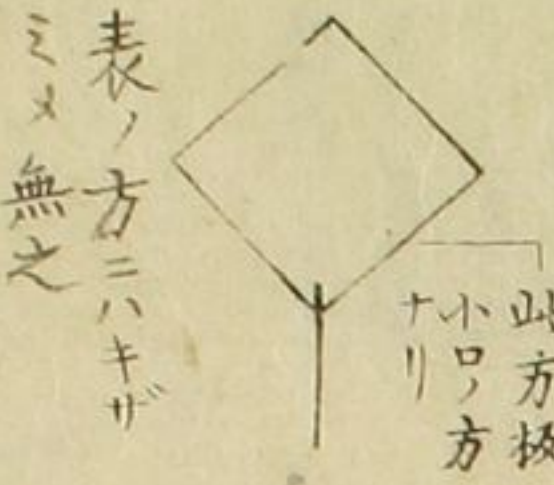
一 狭物のり射法持長記云狭物のり四寸の板を二不きま

切目をその下へあて串ハ弓たる 不きまを長く向をハ短く

狭物裏ノ図



狭物表ノ図



切て角をまきとて土の上四寸はて三六寸はて三寸をさの秘

七杖はあ七杖はよ可立之又射佛拾遺抄は狭物と云ハ何

まも串は狭物を射る物を云々(此れを先ハ方四寸の杉板を

両の端をまきとて射を定之又同持長記云四半と云ハ^折半

まのものを云々(四半は弓の)一ツを弓を四半と云之其人

四半をまきと作あハ是をまきと作あハ

方四寸の板をまきと又弓馬故実云狭物といハ板を狭て

射り(槍之者ハ四寸四方は有之)る去余うまちい(まき

今ハ八寸四方はまきと四半と云ハ四寸四方は是も昔ハ

四寸四方を二ツは切(る)真丈云右の文は接て槍ハ狭物

甲陽軍鑑六年
月時代前後相
違偽リ多シ信ス
ヘカニナル書也

射子に迫り限ると云心く又孝子八国乃を多用し関而
と云物も垣を以て門を叩くは是より先へ人を通さず
きと道を迫り限りて相撲取も熱の終り出でるを
関と云も同じ心

一大猷院様の時代甲州武田家の浪人の子小幡勘次郎宗憲
こゝに志甲陽軍鑑々名付て武田信玄軍功するを著す
高坂弾正の記に著すと云ひこれに末書結要品と云二篇を
作り是も高坂の忠と云て甲州流軍術の指南を著すの
て世にまかりたり山本流北条流香西流あとも皆小幡の
宗子のまゝ流之城取の傳授と云砂をとり著す

ありそれより後ハ信流捕流搦流是も捕張良流焚流
その他流被流出流より軍者と云其軍者の況戦場を踏て見
やう者なりて其の上の料管も作りたるあり甲冑も外武器
の形制方と云るを著して古代の制作を改るるあり皆其の
上の料管之信用しつゝありと云

一 犬追およこがけはと云ハ射方のあるをいふハ犬追おの
あつを小る場と云る上あつ酒のむるを云

一 中物アテモノと云事式の使おお四半折草木の葉炮具留
等々を著し射多し後多羽院宸記ハ射中物注

折敷割等と云り

世日天皇出御南殿覽步毬番長以上各十人左右近衛左右
 兵衛官人并廿人為二番皆著褐冠立南階前右大臣兼守
 玉步出庭中之間皆競步之各二番先勝本朝村上天皇康保二
 年六月七日於弘徽殿有競馬莫次作物所立毬童步進列立
 藤原■投毬子十度右勝西官記西土三毛步毬了劉向別錄云
 步毬者黃帝所造本因兵執而為之唐土ノ書一最經ノ字引也惠琳音未師說之百義引字書云
 步毬皮丸也或赤或駢馬以杖擊而爭之為戲也傳名抄
 云雜藝類步毬萬利字智毛丸者也毬杖辨色立成云骨
 槌也步毬曲杖也と仰り

一 的おきるとら幸た佐河内守長教天永録人ふ又云幸十六日

的おきるとら幸た佐河内守長教天永録人ふ又云幸十六日

筒井殿山宿

と云古案ありおき幸と云祥あり歩毬色と云歩毬を云
 射り多をちきりあり歩毬あり歩毬あり今世云おき的と云
 かさへし剛くしもの畧式にて射り云ありし且下の
 のこころ相手を定め射ありしありしと云る此の
 中りしたるいはかけ物と云るを云へるあり處を記

貞丈雜記十二終

弘化三丙午年六月發兌

大坂書肆

河内屋藤兵衛
河内屋茂兵衛

江戸書肆

須原屋茂兵衛
岡田屋嘉兵衛
山城屋佐兵衛
須原屋伊兵衛
丁子屋平兵衛

雜記十二

六十三

